

議案第68号

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1項を加える。

6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第15条第1項第3号中「第5条の3又は」を「第5条の3若しくは」に、「施設に」を「施設又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設に」に改める。

別表第1中

「

東中本運動場	東中本公園内
--------	--------

」

を

「

東中本運動場	東中本公園内
南港東運動場	南港東公園内

」

に改める。

別表第3 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表中

「

売店	1平方メートル	1年	6,000円以上で立地条件、 営業形態等を勘案して市 長が定める額
----	---------	----	---

その他の施設			1,500円以上で立地条件、 営業形態等を勘案して市長が定める額
売店	1平方メートル	1年	6,800円以上で立地条件、 営業形態等を勘案して市長が定める額
その他の施設			2,400円以上で立地条件、 営業形態等を勘案して市長が定める額

を

「

飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設 (駐車場を除く。)	1平方メートル	1年	6,600円以上で立地条件、 営業形態等を勘案して市長が定める額
駐車場			1,650円以上で立地条件、 営業形態等を勘案して市長が定める額
その他の施設			1,530円以上で立地条件、 運営形態等を勘案して市長が定める額

飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設 (駐車場を除く。)	1平方メートル	1年	7,470円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
駐車場			2,510円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
その他の施設			2,400円以上で立地条件、運営形態等を勘案して市長が定める額

に改める。

別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表中

1,130円		1,240円
3,300円		4,200円
710円		900円
5,900円		7,500円
710円	を	900円
1,800円		2,200円
3,600円		4,500円
5,900円		7,500円

1,500円

1,600円

に、

「

アドバルーン	1本	1日	470円
--------	----	----	------

」

を

「

保育所その他の社会福祉施設	1平方メートル	1年	6,600円
---------------	---------	----	--------

」

に、

「

1,200円
510円
1,020円
150円
7,560円

を

「

1,350円
670円
1,340円
160円
8,040円

」

」

に、

「

写真撮影のための占有	1箇所	1年	168,480円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
ボート営業のための <sup>えん</sup> 苑池の占有	水面1,000平方メートル	1年	30,560円

競技会、集 会、展示会 その他これ らに類する 催しの際広 告物を掲出 する場合	広告物1枚の表 示面積1平方メ ートル	1日	3,000円
--	---------------------------	----	--------

」

を

「

競技会、集 会、展示会 その他これ らに類する 催しの際広 告物を掲出 する場合	広告物1枚の表 示面積1平方メ ートル	1日	3,050円
--	---------------------------	----	--------

」

に改める。

別表第3 3 有料施設の使用料 (2) 運動場の表中

「

東中本運動場	を
--------	---

」

「

東中本運動場	
--------	--

南港東運動場

に改める。

別表第4 1 大阪城公園又は大阪城野球場等を占有する場合の利用料金の表中

1,200円	を	1,350円
510円		670円
1,020円		1,340円
140円		160円
7,560円		8,040円
3,000円		3,050円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第3 3 有料施設の使用料 (2) 運動場の表の改正規定の施行期日は、市長が定める。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大阪市公園条例別表第3 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表、別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表（以下「占有使用料の表」という。）及び別表第4 1 大阪城公園又は大阪城野球場等を占有する場合の利用料金の表（以下「占有利用料金の表」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 使用許可期間が1年以内の使用で、施行日前の許可に係るものの使用料及び利用料金については、施行日以後、なお従前の例による。
- 4 次の表の第3欄に掲げる期間における占有使用料の表及び占有利用料金の表の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

占有使用料の表集会その他これに類するものの項及び占有利用料金の表集会その他これに類するものの項	670円	施行日から平成31年3月31日まで	560円
		平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	610円
	1,340円	施行日から平成31年3月31日まで	1,120円
		平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	1,220円

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

都市公園法施行令に基づき、1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を定め、使用料等を免除できる者の範囲を改めるとともに、南港東運動場を設置し、併せて公園施設を設け、又は管理する場合の使用料等の改定等を行うため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市公園条例 (抄)

(公園施設の設置基準)

第2条の5 省 略

2-5 省 略

6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(使用料の減免)

第15条 市長は、次に掲げる使用料を免除することができる。

(1)-(2) 省 略

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第7条第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3 又は 障害者の日常生活  
若しくは

及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定

する施設又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型

保育事業を行う施設に入所している者(以下「入所者」という。)が、当該施設の職員に引

率されて団地で動物園又は庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の使用料

(4)-(6) 省 略

2-3 省 略

別表第1 (第9条関係)

種類及び名称		位置	供用日	供用時間	
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	
運動場	省 略	省 略	省 略	省 略	
	東中本運動場	省 略			
	<b>南港東運動場</b>	<b>南港東公園内</b>			
	省 略	省 略			省 略
	省 略	省 略			省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	

別表第3（第14条関係）

1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

種 別	単 位	期 間	使 用 料	
公園施設を設ける 場合	飲食店、売店その他の 収入を伴う事業の用に 供する施設（駐車場を 除く。）	省 略	省 略	6,000円 以上で立地 6,600円  条件、営業形態等を 勘案して市長が定め る額
	駐車場			1,650円 以上で立地  条件、営業形態等を 勘案して市長が定め る額
	その他の施設			1,500円 以上で立地 1,530円  条件、営業形態等を 運 営 勘案して市長が定め る額
公園施設を管理す る場合	飲食店、売店その他の 収入を伴う事業の用に 供する施設（駐車場を 除く。）	省 略	省 略	6,800円 以上で立地 7,470円  条件、営業形態等を 勘案して市長が定め る額
	駐車場			2,510円 以上で立地  条件、営業形態等を 勘案して市長が定め る額

その他の施設	2,400円以上で立地条件、 <u>営業形態等を運営</u> 勘案して市長が定める額
--------	--

2 公園を占有する場合の使用料

種 別	単 位	期 間	使 用 料	
通路その他これに類するもの	省 略	省 略	1,130円 <u>1,240円</u>	
電柱及びその支柱その他これに類するもの	省 略	省 略	3,300円 <u>4,200円</u>	
電線、電らんその他これらに類するもの	省 略	省 略	710円 <u>900円</u>	
鉄塔、変圧器	省 略	省 略	5,900円 <u>7,500円</u>	
水道管、下水管、 ガス管その他これ らに類するもの	外径40センチメートル 未満	省 略	省 略	710円 <u>900円</u>
	外径40センチメートル 以上1メートル未満			1,800円 <u>2,200円</u>
	外径1メートル以上			3,600円 <u>4,500円</u>
郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所	省 略	省 略	5,900円 <u>7,500円</u>	
工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	省 略	省 略	1,500円 <u>1,600円</u>	
保育所その他の社会福祉施設	1平方メー トル	1年	6,600円	

<u>アドバルーン</u>		<u>1本</u>	<u>1日</u>	<u>470円</u>
競技会その他これに類するもの		省 略	省 略	<u>1,200円</u> <u>1,350円</u>
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	省 略	省 略	510円 <u>670円</u>
	会費又は入場料を徴収する場合			<u>1,020円</u> <u>1,340円</u>
営業のための占用	露店営業その他これに類するものための占用	省 略	省 略	<u>150円</u> <u>160円</u>
	ロケーションのための占用	省 略	省 略	<u>7,560円</u> <u>8,040円</u>
	<u>写真撮影のための占用</u>	<u>1箇所</u>	<u>1年</u>	<u>168,480円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額</u>
	<u>ボート営業のための苑池の占用</u>	<u>水面1,000平方メートル</u>	<u>1年</u>	<u>30,560円</u>
広告物掲出のための占用	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	省 略	省 略	<u>3,000円</u> <u>3,050円</u>
	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

### 3 有料施設の使用料

- (1) 省 略
- (2) 運動場

名 称	単 位	使 用 料
省 略	省 略	省 略
東中本運動場		
南港東運動場		
省 略		

(3)-(6) 省 略

別表第4 (第16条の2 関係)

1 大阪城公園又は大阪城野球場等を占有する場合の利用料金

種 別	単 位	期 間	利 用 料 金
競技会その他これに類するもの	省 略	省 略	<u>1,200円</u> 1,350円
集会その他これに類するもの	省 略	省 略	<u>510円</u> 670円
			<u>1,020円</u> 1,340円
営業のための占有	省 略	省 略	<u>140円</u> 160円
			<u>7,560円</u> 8,040円
広告物掲出のための占有	省 略	省 略	<u>3,000円</u> 3,050円
			省 略

2 省 略